

【別表3の66】

低炭素建築物新築等計画認定申請手数料(適合証あり)			
(1) 一戸建て住宅(人の居住以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。)			4,700円
共同住宅等(共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。)			
(2) 住戸ごとの申請の場合			
	申請戸数が1戸のもの		4,700円
	一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が2戸以上5戸以下のもの		9,400円
	一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が6戸以上10戸以下のもの		16,000円
	一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が11戸以上25戸以下のもの		27,000円
	一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が26戸以上50戸以下のもの		45,000円
	一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が51戸以上100戸以下のもの		82,000円
	一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が101戸以上200戸以下のもの		131,000円
	一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が201戸以上300戸以下のもの		170,000円
	一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が301戸以上のもの		185,000円
(3) 一の建築物の申請の場合			
	ア 住戸の部分(人の居住の用途に供する部分に限る。以下同じ。)		
	建築物の総戸数が1戸のもの		4,700円
	建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの		9,400円
	建築物の総戸数が6戸以上10戸以下のもの		16,000円
	建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの		27,000円
	建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの		45,000円
	建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの		82,000円
	建築物の総戸数が101戸以上200戸以下のもの		131,000円
	建築物の総戸数が201戸以上300戸以下のもの		170,000円
	建築物の総戸数が301戸以上のもの		185,000円
	イ 共用廊下等の部分(住宅の用途に供する共用廊下、共用階段その他共用部分をいう。以下同じ。)		
	当該部分の床面積の合計が300㎡以内のもの		9,300円
	当該部分の床面積の合計が300㎡を超え2,000㎡以内のもの		26,000円
	当該部分の床面積の合計が2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの		80,000円
	当該部分の床面積の合計が5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの		126,000円
	当該部分の床面積の合計が10,000㎡を超え25,000㎡以内のもの		160,000円
	当該部分の床面積の合計が25,000㎡を超えるもの		200,000円
	ウ 非住宅の部分(住戸の部分、共用廊下等の部分以外の部分をいう。以下同じ。)		
	当該部分の床面積の合計が300㎡以内のもの		9,300円
	当該部分の床面積の合計が300㎡を超え2,000㎡以内のもの		26,000円
	当該部分の床面積の合計が2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの		80,000円
	当該部分の床面積の合計が5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの		126,000円
	当該部分の床面積の合計が10,000㎡を超え25,000㎡以内のもの		160,000円
	当該部分の床面積の合計が25,000㎡を超えるもの		200,000円
(4) その他の建築物			
	建築物の延べ面積が300㎡以内のもの		9,300円
	建築物の延べ面積が300㎡を超え2,000㎡以内のもの		26,000円
	建築物の延べ面積が2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの		80,000円
	建築物の延べ面積が5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの		126,000円
	建築物の延べ面積が10,000㎡を超え25,000㎡以内のもの		160,000円
	建築物の延べ面積が25,000㎡を超えるもの		200,000円

【別表3の67】

低炭素建築物新築等計画認定申請手数料(適合証なし)			
(1) 一戸建て住宅(人の居住以外の用途に供する部分を有しないものに限る。以下同じ。)			35,000円
共同住宅等(共同住宅、長屋その他一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下同じ。)			
(2) 住戸ごとの申請の場合			
	申請戸数が1戸のもの		35,000円
	一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が2戸以上5戸以下のもの		69,000円
	一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が6戸以上10戸以下のもの		97,000円
	一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が11戸以上25戸以下のもの		137,000円
	一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が26戸以上50戸以下のもの		197,000円
	一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が51戸以上100戸以下のもの		283,000円
	一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が101戸以上200戸以下のもの		385,000円
	一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が201戸以上300戸以下のもの		508,000円
	一の共同住宅等のうち同時に申請する戸数が301戸以上のもの		600,000円
(3) 一の建築物の申請の場合			
	ア	住戸の部分(人の居住の用途に供する部分に限る。以下同じ。)	
		建築物の総戸数が1戸のもの	35,000円
		建築物の総戸数が2戸以上5戸以下のもの	69,000円
		建築物の総戸数が6戸以上10戸以下のもの	97,000円
		建築物の総戸数が11戸以上25戸以下のもの	137,000円
		建築物の総戸数が26戸以上50戸以下のもの	197,000円
		建築物の総戸数が51戸以上100戸以下のもの	283,000円
		建築物の総戸数が101戸以上200戸以下のもの	385,000円
		建築物の総戸数が201戸以上300戸以下のもの	508,000円
		建築物の総戸数が301戸以上のもの	600,000円
	イ	共用廊下等の部分(住宅の用途に供する共用廊下、共用階段その他共用部分をいう。以下同じ。)	
		当該部分の床面積の合計が300㎡以内のもの	109,000円
		当該部分の床面積の合計が300㎡を超え2,000㎡以内のもの	180,000円
		当該部分の床面積の合計が2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの	280,000円
		当該部分の床面積の合計が5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	359,000円
		当該部分の床面積の合計が10,000㎡を超え25,000㎡以内のもの	429,000円
		当該部分の床面積の合計が25,000㎡を超えるもの	500,000円
	ウ	非住宅の部分(住戸の部分、共用廊下等の部分以外の部分をいう。以下同じ。)	
		当該部分の床面積の合計が300㎡以内のもの	242,000円
		当該部分の床面積の合計が300㎡を超え2,000㎡以内のもの	384,000円
		当該部分の床面積の合計が2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの	546,000円
		当該部分の床面積の合計が5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	670,000円
		当該部分の床面積の合計が10,000㎡を超え25,000㎡以内のもの	789,000円
		当該部分の床面積の合計が25,000㎡を超えるもの	900,000円
(4) その他の建築物			
		建築物の延べ面積が300㎡以内のもの	242,000円
		建築物の延べ面積が300㎡を超え2,000㎡以内のもの	384,000円
		建築物の延べ面積が2,000㎡を超え5,000㎡以内のもの	546,000円
		建築物の延べ面積が5,000㎡を超え10,000㎡以内のもの	670,000円
		建築物の延べ面積が10,000㎡を超え25,000㎡以内のもの	789,000円
		建築物の延べ面積が25,000㎡を超えるもの	900,000円